

浜平税理士事務所 発行 東京都中央区日本橋堀留町1丁目2番16号
灌田ビル5階

Tel 03-6410-6600 Fax 03-6410-6666

URL http://www.hamahira.com

News

編集 税理士 浜平 純一
取材 溝口・片桐・谷井・弾野原

あけましておめでとうございます 今年もよろしくお願いたします

与党税制改正大綱を決定

自民・公明両党は12月13日、平成20年度与党税制改正大綱を決定しました。

証券税制に関しては、上場株式等の譲渡益と配当に係る10%の軽減税率为平成20年末で廃止し、21年から本則税率である20%に戻しますが、500万円以下の株式譲渡益及び100万円以下の配当に限って10%の軽減税率を21、22年の2年間適用する特例措置を設けました。また、個人投資家の株式投資のリスクを軽減するため、平成21年より、上場株式等の譲渡損失と配当との間の損益通算の仕組みを導入します。

減価償却資産の法定耐用年数は、「機械及び装置」(別表2)の区分を簡素化します。現在、機械・装置の種類によって369区分に分かれていますが、資産区分の大括り化を図りこれを55区分にするとともに耐用年数を見直します。20年4月1日以後開始する事業年度から適用します。

「中小企業の事業の継続の円滑化に関する法律」(仮称)の制定を踏まえ、事業の後継者を対象とした取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度を創設します。同法の施行日以後の相続等に遡って適用します。

地方公共団体に対する寄付金税制を大幅に拡充し、寄付金が5千円を超える場合にその超える金額について一定限度まで個人住民税から税額控除する「ふるさと納税」の仕組みを導入します。揮発油税や自動車重量税などの道路

特定財源は、20年度以降10年間、暫定税率による上乘せ分も含め、現行の税率水準を維持します。

1月21日から全国で国税のコンビニ納付を開始

1月21日から全国の国税局・税務署で新たに国税のコンビニ納付が開始されます。国税のコンビニ納付は、平成19年度税制改正において導入されたもので、セブンイレブンやローソンなど大手チェーンを始め20社が参加することから全国4万店を超えるコンビニで国税の納付ができるようになります。

国税のコンビニ納付には、税務署から送られてくるバーコード付納付書が必要になります。同納付書は、納付金額が30万円以下で、①確定した税額を期限前に通知する場合(所得税の予定納税等)、②督促・催告を行う場合(全税目)、③賦課課税方式による場合(各種加算税)、④確定した税額について納税者から納付書の発行依頼があった場合、所轄の国税局・税務署が発行します。

国税のコンビニ納税も、24時間営業のコンビニと組んで、忙しい個人事業主などがより身近な場所で納税できるように利便性を高めることが狙い。身近な場所で気軽にいつでも納付することができるようになれば、滞納防止などへの効果が期待されます。なお、税額が確定していない一般の申告納税では、コンビニ納税は利用できず、これまでどおり税務署や金融機関に納付する必要があります。

☆☆☆ 今月の税務メモ ☆☆☆

- | | |
|--------------------------------------|------------------------|
| 1. 12月分源泉所得税の納付 | 納付期限.....1月10日 |
| 2. 7~12月分源泉所得税の納付 | 納付期限...1月10日(特例は1月21日) |
| 3. 11月決算法人の確定申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....1月31日 |
| 4. 5月決算法人の中間申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....1月31日 |
| 5. 2月・5月・8月決算法人の消費税中間申告 | 申告期限.....1月31日 |

浜平税理士事務所

発行 東京都中央区日本橋堀留町1丁目2番16号
灌田ビル5階

Tel 03-6410-6600 Fax 03-6410-6666

URL <http://www.hamahira.com>

News

編集 税理士 浜平 純一
取材 溝口・片桐・谷井・弾野原

近づく所得税の確定申告～早めの準備を！

平成19年分の所得税の確定申告がいよいよ始まります。相談や申告書の受付は、2月18日(月)から3月17日(月)まで。税務署は通常、土・日曜日・祝祭日などの閉庁日は相談や申告書の受付は行っていませんが、一部の税務署では、2月24日(日)と3月2日(日)に限り、日曜日でも確定申告の相談・申告書の受付を行います。

申告書は郵便や信書便による送付または税務署の時間外収受箱への投函により提出することができます。税務上の申告書は「信書」にあたることから、税務署に送付する場合は、「郵便物」や「信書便」として送付する必要があります(宅急便不可)。昨年10月1日以降は、郵便法の改正によって、これまでの小包郵便は郵便法の定める郵便物ではなくなっているので要注意です。

確定申告による所得税の納期限は3月17日(月)です。申告書の提出後に、納付書の送付や納税通知書等による納税の知らせはないので注意してください。また、振替日に指定の金融機関の口座から自動的に引き落とされる振替納税も考えられます(今年は4月22日の火曜日)。なお、今年から、納付税額が30万円以下で現金納付する場合には、所轄の税務署窓口でバーコード付納付書をもらえば、コンビニで納付することもできるようになっています。

確定申告の時期には全国で2000万人を超える納税者が確定申告をし、税務署は期限間近になると大混雑するため、長時間待たなければならないことも予想されます。国税庁は、「申告書は自分で書いて、

できるだけ早めに提出してほしい」と呼びかけています。

税源移譲で取扱いが変更された住宅ローン控除

2007年に実施された国から地方への税源移譲。国民には縁遠いものと思いがちだが、意外な留意点もあります。住宅ローン控除取扱いの変更がそれです。

税源移譲は07年1月から所得税を減らし、その分6月から住民税を増やすかたちで実施されましたが、個人の税負担そのものは変わりません(むしろ、増えている気が…)。所得税分が減ったために、06年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている人で07年分から控除しきれないケースが出てきます。

こうした事情に対応するため、その引ききれなかった分を08年度の個人住民税所得割から控除するしくみに変更されました。所得税の確定申告をする納税者は税務署に、確定申告をしない納税者は08年1月1日現在で住民票のある市町村に「市町村住民税道府県民税住宅借入金等特別税額控除申告書」を提出することが要件となります。

住民税の住宅ローン控除額は、住宅ローン控除可能額か税源移譲前の税率を用いて算出した所得金額のうちいずれか少ない金額から、所得税の住宅ローン控除額を差し引いた額となります。申告期限は3月17日(月)。08年以降もこの住民税住宅ローン控除の適用を受けるには、毎年申告が必要です。

☆☆☆ 今月の税務メモ ☆☆☆

- | | |
|--------------------------------------|----------------|
| 1. 1月分源泉所得税の納付 | 納付期限.....2月12日 |
| 2. 12月決算法人の確定申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....2月29日 |
| 3. 6月決算法人の中間申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....2月29日 |
| 4. 3月・6月・9月決算法人の消費税中間申告 | 申告期限.....2月29日 |

浜平税理士事務所

発行 東京都中央区日本橋堀留町1丁目2番16号
灌田ビル5階
Tel 03-6410-6600 Fax 03-6410-6666
URL <http://www.hamahira.com>

News

編集 税理士 浜平 純一
取材 溝口・片桐・谷井・弾野原

23区内の法人住民税・事業税の申告書提出先の変更

今まで、各区に提出していた法人住民税、事業税(以下、「法人二税」といいます)ですが、平成20年4月1日より、法人二税の提出先が23箇所から9箇所に収縮されました。以下、各区による所轄都税事務所の紹介をします。

- ①千代田区、文京区に所在する法人
→千代田都税事務所
- ②荒川区、北区、足立区に所在する法人
→荒川都税事務所
- ③中央区、江東区、江戸川区に所在する法人
→中央都税事務所
- ④台東区、墨田区、葛飾区に所在する法人
→台東都税事務所
- ⑤港区に所在する法人
→港都税事務所
- ⑥品川区、大田区に所在する法人
→品川都税事務所
- ⑦新宿区、中野区、杉並区に所在する法人
→新宿都税事務所
- ⑧渋谷区、目黒区、世田谷区に所在する法人
→渋谷都税事務所
- ⑨豊島区、板橋区、練馬区に所在する法人
→豊島都税事務所

詳しいことは東京都主税局課税部法人課税指導

☆☆☆ 今月の税務メモ ☆☆☆

- | | |
|-------------------------------------|-----------------|
| 1. 3月分源泉所得税の納付 | 納付期限.....4月10日 |
| 2. 所得税の振替納付 | 振替納付日.....4月22日 |
| 3. 2月決算法人の確定申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....4月30日 |
| 4. 8月決算法人の中間申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....4月30日 |
| 5. 5月・8月・11月決算法人の消費税中間申告 | 申告期限.....4月30日 |

課(TEL03-5388-2962)まで。

2009年度から公的年金に特別徴収を導入

公的年金に個人住民税の特別徴収制度が導入されます。公的年金における税等のいわゆる天引きは、所得税や介護保険料、国民健康保険料(税)ですでに実施済みで、個人住民税でも導入すべきとする意見が以前より地方自治体から出ていた。

こうしたことから2008年度の地方税制改正で手当てされ、09年度から導入されることが決まりました。年金受給者にとっては納税の手間が省けるとともに、課税庁側にとっても徴収漏れや滞納を防止し、徴収率を向上させる新たな手段になるものと期待されています。

特別徴収の対象となるのは、前年中に公的年金等の支払いを受け、当該年度の初日に老齢基礎年金等の支払いを受けている65歳以上の納税者。ただし、給付額が年額18万円未満である場合や、特別徴収税額が年金給付額の年額を超える場合は対象とはなりません。特別徴収された個人住民税は、特別徴収義務者となる年金保険者が市町村に納入します。

制度のスタートするのは09年度からだが、適用されるのは09年10月以降支払われる老齢年金が最初となります。

浜平税理士事務所

発行 東京都中央区日本橋堀留町1丁目2番16号
灌田ビル5階
Tel 03-6410-6600 Fax 03-6410-6666
URL <http://www.hamahira.com>

News

編集 税理士 浜平 純一
取材 溝口・片桐・谷井・弾野原

東京会、平成21年度税制改正等に関する意見書を公表

東京税理士会はこのほど「平成21年度税制改正及び税務行政に関する意見書」を公表し、国と地方における課税徴収の一元化など新規要望6項目を含む97事項を明らかにしました。この意見書は、同会支部会員等から寄せられた意見要望事項約400件のなかから取りまとめたもので、今後、他の14税理士会の意見書とともに日本税理士会連合会において協議され、同連合会の平成21年度税制改正建議書として7月に公表される予定です。

国と地方税における課税徴収事務の一元化は、国税・地方税に共通する要望事項として、課税ベースが国税と重複している地方税目等の課税徴収事務を国税庁に移管して、現在、国税・地方税・社会保険料に分かれている事務体制の一元化を求めました。また、現行法では法定申告期限から1年以内とされている更正の請求期間を5年とすることや、判決・決定等の後発的理由による更正の請求期間を1年とすることなども要望しました。

法人課税については、中小企業等を活性化させる税制の構築が引き続き必要との観点から、特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入措置の廃止、中小法人の欠損金繰戻し還付停止措置の廃止、役員給与の損金不算入規定の見直し(新規要望)などを喫緊の課題として挙げました。消費課税については、消費税に対する透明性の確保の観点やその信頼性向上を念頭に置き、消費税全体の構造を再検討し制度設計することを求めました。

資産課税については、21年度改正で予定されている「取引相場のない株式等にかかる相続税の納税猶予制度創設」について、適用できる範囲や要件が過度に厳しいものにならないよう配慮した有効適用できる制度にすることを新規要望。また、「相続税の課税方式を遺産取得課税方式に変更すること」につき、基礎控除や配偶者の税額軽減・小規模宅地の軽減の特例などに配慮しつつ制度設計を行うことを要望しました。

そのほか、所得課税については、平成17年6月に政府税制調査会が答申した「個人所得課税の論点整理」で指摘された事柄を検証し、所得区分の見直しや課税の適正性について検討。(1)高額所得者の給与所得控除の見直しを図ること、(2)不動産所得に係る損益通算特例の廃止、(3)不動産の譲渡所得における他の所得との損益通算や繰越控除を認めることなど、20要望事項を掲げています。

19年度のe-Tax利用促進対象手続件数577万件

国税庁は4月23日、平成19年度のe-Tax利用促進対象手続が577万件に達したことを明らかにしました。

同年度(19年4月~20年3月)の同利用促進対象手続件数は、申告が507万6492件、法定調書が58万2077件、申請・届出等が11万2007件の合計577万576件で、前年度の105万7153件から大幅増加となりました。特に確定申告期間中だった先月(3月)の1ヵ月間は約249万件の利用がありました。

☆☆☆ 今月の税務メモ ☆☆☆

- | | |
|-------------------------------------|----------------|
| 1. 4月分源泉所得税の納付 | 納付期限.....5月12日 |
| 2. 3月決算法人の確定申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....6月2日 |
| 3. 9月決算法人の中間申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....6月2日 |
| 4. 6月・9月・12月決算法人の消費税中間申告 | 申告期限.....6月2日 |

浜平税理士事務所

発行 東京都中央区日本橋堀留町1丁目2番16号
灌田ビル5階

Tel 03-6410-6600 Fax 03-6410-6666

URL <http://www.hamahira.com>

News

編集 税理士 浜平 純一
取材 溝口・片桐・谷井・弾野原

消費税、数えで20歳

消費税が導入されたのは、平成元年（1989年）4月です。このときの税率は3%でした。それが、平成9年（1997年）からは、消費税4%と地方消費税1%を合わせて5%に。さらに、平成16年（2004年）からは、価格表示における「総額表示」が義務付けされました。

こういった消費税の歴史から現在では、消費税にも存在感が出てきたような感があります。もちろん、これは良い悪いの話ではありません。

消費税が20年目を迎えるということは、現在未成年の方なら、消費税というのは生まれたときから既にあつたものなのです。

こういう若い人からすると、消費税の無い時代というのは誰かが伝えないと全く知らないということになります。知らないということは、消費税は存在して当たり前ということです。

消費税は所得税や法人税と同格にまで成長

消費税の税収推移をしてみると、導入当初の1989年では3.3兆円の税収。

<http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/siryou/011.htm>

それが段々と増えていって、5%になった1997年では、9.3兆円の税収。ただしこれは地方消費税1%部分を含んでいないので、含めると10兆円以上。

さらに、この20年の間に所得税や法人税などの全体的な税収減や減税措置などもあつたため、国の税収全体に占める「消費税の役割」は増大し

ています。

平成19年度の予算額でみると、税収全体に占める消費税の割合は27.8%となっています。これは、所得税や法人税とほぼ同じ割合です。

<http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/siryou/012.htm>

今後、消費税の増税論議が政治の世界でされていくでしょうが、我々の生活に直結することだけにじっくりとみていく必要があるでしょう。もちろんみていくだけではなくて、それぞれの考えをあらわしていくことも大事でしょう。ちなみに、消費税を1%上げると、約2.5兆円の税収増となるようです。

平成20年度税制改正

4月30日に「所得税等の一部を改正する法律」が成立、施行されました。

今回の改正では交際費等の損金不算入の適用延長や中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除の適用延長など、中小企業にとっては減税となる可能性のあるものが多いようです。

また、住宅取得等資金の贈与に係る相続時精算課税制度の特例(非課税限度額3500万円)も、その適用期間が2年延長されて、平成21年12月31日までとなりました。

詳しいことは

<http://www.mof.go.jp/houan/169/houan.htm>

まで。

☆☆☆ 今月の税務メモ ☆☆☆

1. 5月分源泉所得税の納付
2. 4月決算法人の確定申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税)
3. 10月決算法人の中間申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税)
4. 7月・10月・1月決算法人の消費税中間申告

- 納付期限.....6月10日
申告期限.....6月30日
申告期限.....6月30日
申告期限.....6月30日

浜平税理士事務所

発行 東京都中央区日本橋堀留町1丁目2番16号
灌田ビル5階
Tel 03-6410-6600 Fax 03-6410-6666
URL <http://www.hamahira.com>

News

編集 税理士 浜平 純一
取材 溝口・片桐・谷井・弾野原

住民税が還付される？

退職等により、平成19年の所得が減って、所得税が課税されなくなった方は、税源移譲に伴う所得税率の変更による税負担の減少の影響を受けず、住民税率の変更による税負担の増加の影響のみを受ける場合があります。このような場合、区市町村へ申告することにより、平成19年度分の住民税から税源移譲により増額となった住民税相当額が還付されます。

(1)対象となる方

平成18年分は所得税が課税される程度の所得があった方で、平成19年分は所得税が課税されない程度まで所得が減少した方。

例：出産や病気のため長期休職されていた方や、退職して所得が減った方、自営業の方で大幅に所得が減った方

- ※ 平成19年中に死亡した方や海外へ転出されて平成20年1月1日現在国内に居住していない方は適用されません。
- ※ 寄付金控除額などの人的控除以外の控除額が増加したり、住宅ローンによって所得税が課税しなくなったりした方は適用されません。
- ※ 平成19年度に退職しても、退職所得が非課税範囲を超え、所得税等が発生している場合は適用除外となります。

(2)減額される金額

平成19年度の合計課税所得金額について、税

☆☆☆ 今月の税務メモ ☆☆☆

- | | |
|--------------------------------------|----------------|
| 1. 6月分源泉所得税の納付 | 納付期限.....7月10日 |
| 2. 5月決算法人の確定申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....7月31日 |
| 3. 11月決算法人の中間申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....7月31日 |
| 4. 8月・11月・2月決算法人の消費税中間申告 | 申告期限.....7月31日 |

源移譲後の税率を適用し、調整控除を行った後の税額から、税源移譲前の税率を適用した税額を差し引いた額を減額します。

(3)申告手続き

申告方法は？

「平成19年度分 市町村民税・道府県民税 減額申告書」を提出してください。

申告先は？

平成19年1月1日時点でお住まいの市区町村です。

申告期限は？

平成20年7月1日～平成20年7月31日の期間です。

(4)参考までに

下記のサイトで、税源移譲に関する詳細が載っています。

<http://www.tax.metro.tokyo.jp/zeigen/index.html>

平成20年分路線価の閲覧

相続税、贈与税の土地の評価に用いる平成20年分の路線価図等の閲覧は、7月1日からを予定しています。自宅からのインターネット、全国の国税局・税務署に備えてあるパソコンから閲覧することができます。なお、国税局・税務署では全国的にIT化・ペーパーレス化を勧めていて、今年度から冊子を備え付けていないとのことです。

浜平税理士事務所

発行 東京都中央区日本橋堀留町1丁目2番16号
灌田ビル5階
Tel 03-6410-6600 Fax 03-6410-6666
URL <http://www.hamahira.com>

News

編集 税理士 浜平 純一
取材 溝口・片桐・谷井・弾野原

今年3月末時点でなお約130億株ある「タンス株」

証券保管振替機構は7日、「保管振替制度の利用状況に関する調査」結果を発表し、個人投資家が自宅や金庫で保管している「タンス株」が今年3月末時点で約130億株にのぼることを明らかにしました。来年1月から株券電子化が始まるため、振替機構や日本証券業協会は、株券電子化実施日前にタンス株を証券会社の店頭を持ち込んで預け入れるように呼びかけています。

調査結果によると、今年3月末現在、上場企業の株式総数3802億株のうち振替機構に預託された分は3177億株、預託率は83.5%と、昨年9月末の調査から1.3ポイント上昇しました。しかし、預託されていない625億株のうち、証券会社の保護預り分や法人の独自保管分などを除いた個人のタンス株は、まだ約130億株あります。

来年1月に株券電子化がスタートすると株券は無効となり、タンス株は株主名簿上の名義で発行会社が開設する「特別口座」に移されます。株主としての権利は確保されるが、タンス株が他人名義であれば、そのまま本人以外の名義の特別口座で管理されます。そうすると、名義上の株主が勝手に株式を売却してしまうなどのリスクがあり、最悪の場合は株主としての権利を失うおそれもあります。

こうしたことから、証券業界ではタンス株所有者に対し、できるだけ早めに証券会社等を通じて証券保管振替機構に預託するか、株券の名義を本人名義に書き換えておくことを勧めています。

株券電子化実施日前の2週間は法律により機構に

☆☆☆ 今月の税務メモ ☆☆☆

- | | |
|--------------------------------------|----------------|
| 1. 7月分源泉所得税の納付 | 納付期限.....8月11日 |
| 2. 6月決算法人の確定申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....9月1日 |
| 3. 12月決算法人の中間申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....9月1日 |
| 4. 9月・12月・3月決算法人の消費税中間申告 | 申告期限.....9月1日 |

対する株券の預託・交付請求はできません。証券会社が持ち込まれた株券を機構に預託するまでもに一定の日数が必要なことから、実務上は株券電子化実施日の2週間よりさらに早い段階で株券の預託等ができなくなると予想されます。また、株券電子化実施直前には、証券会社の窓口が混雑する事態も考えられるので、株券の預託は早めに行っておくほうが無難のようです。

都が新たな電子申告・申請サービスを開始

東京都はこの秋から都税の電子申告・申請サービスの範囲を広げることを公表しました。これまで、法人事業税・都民税、固定資産税(償却資産分・23区内)は地方税ポータルシステム・eLTAX(エルタックス・地方税電子化協議会)を通じて電子申告を受け付けていましたが、今年9月22日以降は都税事務所に持参あるいは郵送していたその他の申告や申請・届出もインターネットを通してできるようになります。

新たに利用できるようになるのは、事業所税(23区内)の電子申告(納付申告・免税点以下の申告・事業所用家屋貸付等申告など)と電子申請・届出(新設・廃止)、法人事業税・都民税の電子申告(予定申告・中間申告・確定申告・修正申告・清算確定申告等)と電子申請・届出(法人の設立・設置、異動届等)。都では今回の取扱いの範囲拡大で、納税者の利便性が高まるとともに、徴収率が向上するものと期待しています。

浜平税理士事務所

発行 東京都中央区日本橋堀留町1丁目2番16号
灌田ビル5階

Tel 03-6410-6600 Fax 03-6410-6666

URL <http://www.hamahira.com>

News

編集 税理士 浜平 純一
取材 溝口・片桐・谷井・弾野原

「ふるさと納税」って何？

平成20年度の税制改正により、従来からあった地方公共団体への寄付金控除制度が拡充されました。そのうちの一つ、「ふるさと納税制度」について説明します。

概要

ふるさと納税とは、地方公共団体へ寄付した場合、所得税・住民税が減額される制度をいいます。

ここでいう「ふるさと」とは、決して自分の生まれ故郷だけに限らず、好きな都道府県・市区町村に寄付することができます。また、複数の都道府県・市区町村へ寄付することが可能です。

優遇措置

- 「寄付した金額」－5000円＝寄付金控除額
- ※ 総所得金額の40％が所得税における所得控除の上限金額になります。
- ※ 住民税については住民税相当額の約1割が上限金額になります。

ふるさと納税をするためには

①寄付の申込

寄付をしたい市区町村へ申込書を提出します。申込書は各市区町村へ問い合わせるほか、ホームページからダウンロードすることもできます。

②納付書の送付

申込を受け付けた市区町村から納付書が送られてきます。

③納付

銀行で納付します。この納付書は所得税申告に必要ですから大切に保管しておいてください。

この優遇措置を適用するには

翌年の3月15日までに、確定申告により、先程述べた納付書を添付し所得控除を受けます。住民税については確定申告書の提出後、その年の6月から支払う住民税にて自動的に軽減されます。

リース資産の据付費は取得価額に

平成19年3月31日以前に締結を契約した所有権移転外ファイナンス・リース取引は、税務上、賃借取引とされていました。そのため従来は、例えば、大型コンピュータの「据付費」等、物品のリース料とは別に一時に支払う費用があった場合には、「繰延資産」に計上し、支出の効果の及ぶ期間、すなわち、リース期間にわたって均等に償却することがありました。

しかし、平成19年4月1日以後に契約を締結するリース取引からは、売買取引とされたため、据付費のような付随費用については、リース資産の取得価額に含めて処理することになります(法基通7-6の2-9(注)2)。

☆☆☆ 今月の税務メモ ☆☆☆

- | | |
|-------------------------------------|----------------|
| 1. 8月分源泉所得税の納付 | 納付期限.....9月10日 |
| 2. 7月決算法人の確定申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....9月30日 |
| 3. 1月決算法人の中間申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....9月30日 |
| 4. 10月・1月・4月決算法人の消費税中間申告 | 申告期限.....9月30日 |

浜平税理士事務所 発行 東京都中央区日本橋堀留町1丁目2番16号 瀧田ビル5階

Tel 03-6410-6600 Fax 03-6410-6666 URL http://www.hamahira.com

News

編集 税理士 浜平 純一 取材 溝口・片桐・谷井・弾野原

日税連 相続税課税方式見直しで財務省・主税局と3回目の意見交換

日本税理士会連合会(池田隼啓会長)は、平成21年度税制改正で予定されている相続税の課税方式の見直しに関して、日税連調査研究部(杉田宗久部長)と財務省主税局との間で、9月5日に第3回の意見交換会を実施した旨を公表しました。

日税連のホームページには、3日目の意見交換で財務省から日税連に示された「相続税の課税方式の見直しに伴う主な法制的・実務的論点」と、8月に全国の各税理士会と主税局との間で行われた意見交換会で出された主な意見を取りまとめた資料である「相続税の課税方式の見直しに伴う主な法制的・実務的論点に関する主税局との意見交換会における主な意見」の2つが掲載されています。

改正内容に関しては、今後とも引き続き検討が行われ、最終的には、来年度税制改正大綱で示されることになるようです。

「10年後の東京」へ耐震化税制の創設

東京都は18日、災害に強い東京を実現するため、都内23区の住宅耐震化を促進する「耐震化促進税制」を創設することを決めました。政策展開のキーワード「10年後の東京」へのインセンティブとして、住宅耐震化率90%の達成をめざす。国も住宅耐震化促進へ向けて税制の整備を進めていますが、都の新制度は独自のしくみを導入したり、国の減額基準に上乗せしたりするものです。

具体的には、昭和57年1月1日以前から23区内に所在する住宅を建て替えた場合、床面積にかか

わず住宅部分について固定資産税・都市計画税の全額を減免(国の新築住宅減額制度の適用があるものは、その適用後)します。建て替え前後の家屋の所有者が同一で取り壊しと新築が1年以内であることが条件です。

また耐震改修は、現行の耐震基準に適合する改修で要した費用が30万円以上の場合、1戸あたり120平方メートルの床面積相当分まで固定資産税・都市計画税の全額を減免(国の減額制度の適用後)します。いずれの場合も、平成20年1月2日から27年12月31日までの間に建て替え・耐震改修が完了することが必要です。

減免期間は、平成20年~21年に行った場合は3年間、22年~24年に行った場合は2年間、25年~27年に行った場合は3年間となっています。

19年分の平均給与は微増の437万円

国税庁が公表した「平成19年分民間給与実態統計調査」によると、平成19年1月から12月までの1年間を通じて勤務した給与所得者数は4543万人(対前年比1.3%増)、その給与総額は198兆5896億円(同1.8%増)で、ともに2年振りに増加に転じていることがわかりました。

平均給与は437.2万円と前年分に比べ微増で、その内訳は、平均給料・手当368.5万円(男性542.2万円、女性271.2万円)、平均賞与68.7万円と前年分に比べすべての項目で増加していますが、平均給料・手当に対する平均賞与の割合は18.6%と依然低水準で、景気がハッキリしないことが伺われます。

☆☆☆ 今月の税務メモ ☆☆☆

- 1. 9月分源泉所得税の納付
2. 8月決算法人の確定申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税)
3. 2月決算法人の中間申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税)
4. 11月・2月・5月決算法人の消費税中間申告

- 納付期限.....10月10日
申告期限.....10月31日
申告期限.....10月31日
申告期限.....10月31日

浜平税理士事務所

発行 東京都中央区日本橋堀留町1丁目2番16号
灌田ビル5階
Tel 03-6410-6600 Fax 03-6410-6666
URL <http://www.hamahira.com>

News

編集 税理士 浜平 純一
取材 溝口・片桐・谷井・弾野原

平成20年度税制改正

半年前の話になりますが、平成20年度の税制改正が4月30日に施行されました。今回の改正は大きなものではなかったのですが、その中からいくつか紹介いたします。

住宅の省エネ改修促進税制の創設

個人が住宅の省エネ改修工事を含む増改築工事を行い、平成20年12月31日までの間に居住の用に供したときは、その工事費用に充てるために借り入れた住宅ローンの年末残高(1千万円を限度)の一定割合を5年間にわたり所得税から控除できます。ここで言う「省エネ改修工事」とは、①居室の全ての窓の改修工事、又は①の工事と併せて行う、②床の断熱工事、③天井の断熱工事、④壁の断熱工事、改修部位の省エネ性能がいずれも平成11年基準以上となり、かつ、改修後の住宅全体の省エネ性能が現状から一段階以上あがることとなるものをいいます。

居住の適用期限：平成20年12月31日まで
控除率：特定の省エネ改修工事の住宅ローンは、200万円を限度に年末残高の2%、それ以外の増改築工事の住宅ローンは、年末残高の1%を控除

対象住宅ローン：償還期間が5年以上
対象工事：省エネ改修工事の費用が30万円超のもの

住宅ローン減税制度のローンの内容が拡充されましたが、全ての適用開始期限が**今年の12月31日**となっています。例えば、平成21年4月に新築を購入するために銀行から借り入れたとしても、10月29日現在の税制上では住宅ローン控除を受けることができませんので注意してください。

金融所得課税の一体化

上場株式等の譲渡益・配当に対する課税の見直し

上場株式等の譲渡益・配当に対する現行10%(所得税7%、住民税3%)の軽減税率については、平成21年1月1日以後、20%(所得税15%、住民税5%)に戻ります。

その際、特例措置として、平成21年、22年の2年間は、源泉徴収税率を10%とし、500万円以下の譲渡益及び100万円以下の配当については10%(所得税7%、住民税3%)の税率を適用します。

損益通算の特例の創設

平成21年から、上場株式等の譲渡損失と上場株式等の配当所得との間で損益通算ができるようになります。

今年も早いもので後2ヶ月。

そろそろ年末調整の時期になりますので準備はお早めをお願いします。

☆☆☆ 今月の税務メモ ☆☆☆

- | | |
|-------------------------------------|-----------------|
| 1. 10月分源泉所得税の納付 | 納付期限.....11月10日 |
| 2. 9月決算法人の確定申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....12月1日 |
| 3. 3月決算法人の中間申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....12月1日 |
| 4. 12月・3月・6月決算法人の消費税中間申告 | 申告期限.....12月1日 |

浜平税理士事務所

発行 東京都中央区日本橋堀留町1丁目2番16号
灌田ビル5階

Tel 03-6410-6600 Fax 03-6410-6666

URL <http://www.hamahira.com>

News

編集 税理士 浜平 純一
取材 溝口・片桐・谷井・弾野原

諸外国における消費税

麻生総理大臣が定額給付金思想を打ち出してから1ヶ月、未だにその内容が不透明感たつぷりなのですが、その裏で消費税率の引き上げをやるのか、やらないとか…しかし、諸外国からみると日本における消費税率は低いほうです。2008年1月時における、諸外国の付加価値税(消費税)率はというと…

税率	採用している国
25%以上	デンマーク、スウェーデン、ノルウェー
20%以上	アイスランド、ポーランド、ポルトガル、イタリアなど
15%以上	フランス、ドイツ、オランダ、中国、イギリス、スペインなど
10%以上	韓国、ニュージーランド、オーストラリア、インドネシア、フィリピン
5%超え	スイス、タイ、シンガポール
5%	日本、カナダ、台湾
5%以下	なし

- ※ アメリカは、州・郡・市によって小売売上税(いわゆる消費税の一種)が課されているようです。
- ※ カナダでは付加価値税のほかに、ほとんどの州で小売売上税が課されています。

財務省ホームページの統計からまとめたもので

☆☆☆ 今月の税務メモ ☆☆☆

- 1. 11月分源泉所得税の納付 納付期限……12月10日
- 2. 給与所得の年末調整 調整時期……本年最後の給与の支払をするとき
- 3. 10月決算法人の確定申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) 申告期限……1月5日
- 4. 4月決算法人の中間申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) 申告期限……1月5日
- 5. 1月・4月・7月決算法人の消費税中間申告 申告期限……1月5日

すが、付加価値税率15%以上ある国が多く、特にヨーロッパのほとんどの国が「欧州理事会」による指示で付加価値税率15%以上となっています。

リース取引における賃貸借処理した消費税の取扱い

日本税理士会連合会は、「所有権移転外ファイナンス・リース取引において賃借人が賃貸借処理した場合の消費税の取扱いについて」のQ&A(全5問)を国税庁の指導のもと作成し、11月14日にホームページで公表しました。

20年4月1日以後に契約締結された移転外リースは売買取引とされ、消費税は資産の引渡しを受けた日の属する課税期間で一括仕入控除することが原則となりましたが、中小企業会計方針では、賃貸借による会計処理が認められています。

そのため、今回のQ&Aにより、会計処理が賃貸借であれば、リース料支払時の属する課税期間で控除する処理で差し支えないことが確認されました。

詳細は↓

<http://www.nichizeiren.or.jp/pdf/081114lease.pdf>

年末年始のお休み

12月27日(土)から1月4日(日)まで、年末年始のため事務所をお休みさせていただきますのでご了承ください。

